

特別に環境対策を講じた船舶に対する Notation に関する事項

改正規則等

登録規則

登録規則細則

改正事項

特別に環境対策を講じた船舶に対する Notation に関する事項

改正理由

環境問題は全産業界で世界的に注目されており、海運造船業界も積極的に取り組んでいる。特に、企業の社会的責任（CSR）への意識の高まりもあり、海洋汚染防止、大気汚染防止、生態系破壊防止や地球温暖化防止など、様々な分野において、国際条約の遵守は当然のことながら、それ以上の環境対策への取り組みがなされている。

このような背景の下、環境問題に対する海運造船業界の取り組みを評価する枠組みが必要とされていることから、本会は、国際条約が存在しない、あるいは義務化されていない環境対策を自主的に導入した船舶を評価する基準「環境ガイドライン」を設け、それに適合する船舶に対し環境証書を発行している。

今般、船級符号への付記（Notation）による識別化が求められていることから、これまでの環境証書を更に発展させ、「環境ガイドライン」に沿って環境対策が講じられている船舶について、船級符号に「Environmental Awareness」を付記することができるよう、関連規定を改めた。

改正内容

「環境ガイドライン」に沿って特別に環境対策が講じられている船舶については、船主からの申し込みに基づき、船級符号に「Environmental Awareness」を付記することができる旨を規定した。